

## 規 則

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十九号

埼玉県防災会議規則の一部を改正する規則

埼玉県防災会議規則（平成十七年埼玉県規則第五百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「二十五人」を「二十六人」に改め、同項第四号中「六人」を「九人」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に任命された改正後の第二条第一項第三号及び第四号に掲げる委員の任期は、同条第二項本文の規定にかかわらず、同日までとする。